

健康福祉本部

各保健福祉事務所

各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第二十六号中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改め、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 医療法施行規則第二十五条の二の規定による病院又は診療所の診療用粒子線照射装置の届出の受理に関する事。

第二条第一項第三十一号中「診療用放射性同位元素」の下に「又は陽電子撮影診療用放射性同位元素」を加える。

第二条第一項第三十二号中「届出事項の変更」を「廃止」に改め、「廃止」を「届出事項の変更」に改める。

第二条第一項第四十九号中「第四条第十二項」を「第五条第十二項」に、「障害者支援施設等」を「障害者支援施設」に、「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二条第一項第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二 障害者自立支援法第十一条の規定による自立支援給付対象サ―ビス等に関する調査等に関する事。

第二条第一項第五十三号及び第五十四号を次のように改める。

五十三 障害者の地域生活の支援に関する事。

五十四 削除

第二条第一項第八十一号を次のように改める。

八十一 削除

第二条第一項第二百一号中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「により」を「において」に改め、「、第十七条の四第一項」を削り、「第十七条の六第一項」の下に「、第十七条の七第一項」を加え、同項第二百二号中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同項第二百三号中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同項第二百四号中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同項第二百七号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。